

# 「茶道・華道等石川の伝統文化調査業務委託」 委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本県における茶道・華道等石川の伝統文化の現状について詳細に調査することにより、生活文化振興施策の検討に資する資料の作成を目的とする。具体的には、茶道・華道等石川の伝統文化に関する文献調査及び、茶道・華道文化に関する県民意識調査を実施する。当該調査結果等を分析し報告書としてまとめ、本県伝統文化の現状と課題を検討した資料を作成することとする。

## 2 委託事業の概要

- (1) 業務名：茶道・華道等石川の伝統文化調査業務
- (2) 業務内容：「茶道・華道等石川の伝統文化調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託費用：3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 スケジュール（予定）

6月 15日（木）	公示
20日（火）午後5時	質問書の提出期限
23日（金）午後5時	参加申込書提出期限 ※参加資格審査に基づき結果を参加者に通知する。
29日（木）午後5時	企画提案書等提出期限
7月上旬	審査会実施（書面で実施）
7月中旬	選定結果通知・公表、契約の締結

## 4 本プロポーザルへの参加資格

### (1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 石川県競争入札参加者資格（物品の部）に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ③ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ④ 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定

を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。)

⑤ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 石川県の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、未納がない者であること。

⑦ 県内外において同種または類似業務の実績があることが望ましい。

## （2）共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 構成員のいずれかが上記4（1）の①の条件を満たすこと。

② すべての構成員が上記4（1）の②から⑥の全ての条件を満たすこと。

③ 各構成員が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

## 5 質問の受付及び回答

### （1）提出期限

6月20日（火）午後5時必着

### （2）提出方法

・質問票【様式2】をメールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。

・件名は、「茶道・華道等石川の伝統文化調査業務委託募集に関する質問」とすること。

### （3）提出先

下記14に同じ。

### （4）質問の回答

・回答は、メールにより質問者に通知する。

・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、隨時、石川県のホームページ（公募情報の掲載ページ）にて閲覧に供する。

### （5）留意事項

企画提案書の審査に係る質問や、電話での質問は受け付けない。

## 6 参加申込書の提出

### (1) 提出期限

6月23日（金）午後5時必着

### (2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

③ 事業者概要〈各10部〉

※法人登記簿謄本、直近3カ年の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等を提出すること。

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

④ 同種又は類似業務実績【様式3】〈10部〉

※該当ある場合のみ。実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて提出すること。

⑤ 共同企業体協定書の写し〈1部〉

※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

⑥ 石川県が発行する納税証明書〈1部〉

※石川県の県税の納税義務を有する場合に提出すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、事務担当に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「茶道・華道等石川の伝統文化調査業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

### (4) 提出先

下記14に同じ。

※なお、持参の場合の受付時間は、土・日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

### (5) 参加資格の審査

- ・参加希望者は、上記6（2）の書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。
- ・審査結果は、審査後、速やかに参加者へ通知する。なお、参加資格を満たしていると判断された者については、企画提案書等の提出を要請する。
- ・参加希望者は、審査結果について異議の申し立てをすることができない。ただし、審査の結果、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付して通知するものとする。

### (6) 参加の辞退

参加申込書【様式3】を提出したにも関わらず、何らかの事情により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式8】をメールにより提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

6月29日（木）午後5時必着

### (2) 提出書類及び部数

#### ① 企画提案書<10部>

ア 企画提案書は、A4横、横書き、左綴じとし、表紙に「茶道・華道等石川の伝統文化調査業務委託提案書」と記載し余白に企業名（企業共同体にあっては構成員たる企業名）を表示すること。

イ 企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

##### a 企画提案の内容

・県民意識調査の設問内容について

・県民意識調査の効率的な送付及び回収方法について

##### b 業務実施スケジュール

##### c 業務遂行体制、技術、知見

##### d 類似業務の実績

##### e その他、本事業に付加価値を提供する提案の内容

※再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

#### ② 見積書<10部>

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とするこ  
と。（各項目の日数、単価が判断できる内容とする。）

・見積金額は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。

・見積額が上記2（4）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、事務担当に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提  
出期限までに必着させること。なお、封筒に「茶道・華道等石川の伝統文化調査業務  
委託関係書類在中」と朱書きすること。

### (4) 提出先

上記5（4）に同じ。

※なお、持参の場合の受付時間は、土・日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時  
までとする。

### (5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書換え、差換えまたは撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の  
対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。

## 8 審査会の実施

審査会は書面により実施し、後日結果を通知するものとする。

## 9 選定方法

### (1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類の審査を行い、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。

項目	審査基準	配点
企画提案書の内容	・実現可能な内容となっているか。	20
	・魅力のある内容となっているか。	20
	・県民意識調査について、本県茶道・華道の現状と課題をわかりやすく適切に問う内容となっているか。	15
取り組み姿勢	・事業の目的を理解し、適切に企画提案されているか。	10
	・積極的に取り組む姿勢が見られるか。	10
価格その他	・事業費の積算は妥当か。	10
	・見積価格に見合う効果が得られるか。	10
	・同種または類似事業での実績があるか。	5
	合計	100

### (2) 留意事項

- ・提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- ・審査は書面にて非公開で行う。

### (3) 選考結果通知

- ・選考結果は、応募者の代表者（担当者）宛にメール及び郵送にて通知するとともに、業務委託候補者を石川県ホームページに掲載する。
- ・なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

## 10 契約の締結

- (1) 石川県は、審査会が最も優れた提案を行った者であるとした者と、本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された事業計画・事業提案は、石川県との協議により修正・変更を行う場合がある。

- (2) 上記10により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又

は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

- (3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

## 11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

## 13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 募集及び契約については、都合により中止することがある。
- (6) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 業務内容に応じて、必要な資格保持者を配置すること。
- (10) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

## 14 問い合わせ先

石川県県民文化スポーツ部文化振興課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076) 225-1371

Mail: e130700a@pref.ishikawa.lg.jp